



2022年1月

受益者の皆さまへ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託「スパークス・アクティブ・ジャパン（愛称 キョウソウのバトン）」
に係る投資信託約款の変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、弊社が設定・運用を行っております追加型証券投資信託「スパークス・アクティブ・ジャパン（愛称 キョウソウのバトン）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、投資信託約款の変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

この変更に伴う当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきまして変更はございません。

また、本お知らせに関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要でございます。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、何卒宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 【変更の内容】

当ファンドの信託金の限度額の引き上げ及び信託報酬料率の引き下げを行うため、投資信託約款に所要の整備を行いました。

2. 【投資信託約款の変更適用日】

2022年1月27日

3. 【（ご参考）投資信託約款の新旧対照表】

（下線部____は変更部分を示します。）

新	旧
<信託の目的、金額および追加信託の限度額> 策3条（略） ② 委託者は、受託者と合意のうえ、 <u>金 3,000 億円</u> を限度として信託金を追加することができます。 ③（略） <信託報酬等の総額および支弁の方法> 第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>138</u> の率を乗じて得た金額とします。 ②～③（略）	<信託の目的、金額および追加信託の限度額> 策3条（同左） ② 委託者は、受託者と合意のうえ、 <u>金 500 億円</u> を限度として信託金を追加することができるものとし、 <u>追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。</u> ③（同左） <信託報酬等の総額および支弁の方法> 第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>188</u> の率を乗じて得た金額とします。 ②～③（同左）

以上

<本件にかかるお問い合わせ先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 リテール BD マーケティング部
電話：03-6711-9170(代表) 受付時間：営業日の 9 時～17 時